

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- **既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分も含む）の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であったものを含む世帯は、対象ではありません。**

支給額

1世帯あたり10万円

支給時期

原則、確認書を受理した日から
おおよそ4週間後を予定

※書類不備等がある場合、支給遅延がおこる可能性があります。

支給対象世帯と支給手続き

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

横須賀市から確認書が届きます。
必要事項をご記入の上、
返送してください。

（令和4年6月1日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。）

※確認書が届かない方は、別途、申請書の提出が必要な場合があります。

※審査をした結果、支給を受けられない可能性があります。

返送締切日

令和4年9月30日（金）必着

裏面もご確認ください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等で避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。

- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村にご相談ください。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

横須賀市臨時特別給付コールセンター

電話

0120-118-008

受付時間 平日 8:30~17:00

～新型コロナウイルス感染症による収入減等で生活にお困りの方へ～

【生活困窮相談窓口】

横須賀市では生活にお困りの方へ生活困窮の相談窓口を設置しています。個々のご事情に寄り添った支援を心がけていますので、お気軽にご相談ください。

〈平日〉

午前9時～11時まで、午後1時～4時まで
市役所分館6階（福祉こども部生活支援課）

〈日曜〉

午後1時～4時まで
ほっとかん1階（分館となり）

【お問い合わせ】

横須賀市生活支援課自立支援係

電話 **046-822-8070**

【緊急小口資金および総合支援資金の特例受付の相談窓口】

横須賀市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に生計の維持が困難になった方に少額の費用をお貸しする制度や生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しする制度の相談ができます。

〈平日〉

午前9時～11時30分まで、午後1時～4時まで
横須賀市立総合福祉会館2階

※窓口が混雑している場合がございます。
まずはお電話でご相談ください。

【お問い合わせ】

横須賀市社会福祉協議会

電話 **046-821-1301**